

## 会 議 記 録

会議名称		第57回杉並区環境清掃審議会
日時		平成26年1月21日(火)午後2時01分~午後4時03分
場所		区役所 中棟5階 第3・4委員会室
出席者	委員名	柳下会長、山本委員、斉藤委員、藤枝委員、平田委員、花形委員、松木委員、中崎委員、内藤委員、寺田委員、杉之原委員、上原委員、植田委員、石川(貴)委員、秋田委員、奥委員、松下委員 <span style="float: right;">(17名)</span>
	区側	環境部長、環境課長、地域エネルギー対策担当課長、ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長、みどり公園課長、放射能対策担当課長、清掃事務所方南支所担当課長、都市計画課長、建築課長
傍聴者数		0名
配付資料等	事前	第56回会議録(案) 杉並区環境基本計画の改定について 久我山地区におけるスマートコミュニティモデル事業の調査について ペットボトル店頭回収事業(東京ルール)の廃止について GPSを活用した資源持ち去り対策の実施について スマートフォン向けアプリケーションの配信について 貴重木の追加指定について 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・1件)
	当日	第57回杉並区環境清掃審議会次第 第57回杉並区環境清掃審議会席次表 「なみすけのごみ出しマスター」 「平成25年度杉並区中学生環境サミット」の報告書
会議次第		第57回杉並区環境清掃審議会 1 会長挨拶 2 第56回会議録(案)の確認 3 会議内容 報告事項 (1) 杉並区環境基本計画の改定について (2) 久我山地区におけるスマートコミュニティモデル事業の調査について (3) ペットボトル店頭回収事業(東京ルール)の廃止について (4) GPSを活用した資源持ち去り対策の実施について (5) スマートフォン向けアプリケーションの配信について (6) 貴重木の追加指定について (7) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・1件) 4 その他

第57回環境清掃審議会発言要旨 平成26年1月21日(火)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>皆様、こんにちは。環境課長でございます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>定刻になりましたので、これから第57回環境清掃審議会を開会させていただきますと思います。</p> <p>本日は大変寒い中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>本日の委員の出欠状況でございますが、本審議会22名の委員に対しまして、ただいま16名の出席をいただいております。過半数の定足数に達しておりますので、この第57回杉並区環境清掃審議会は有効に成立してございます。</p> <p>また、本日、現時点で傍聴者はございませんので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、次に、本日の資料の確認をさせていただきますと存じます。</p> <p>事前に郵送させていただきました資料は、「第56回会議録(案)」、「杉並区環境基本計画の改定について」、「久我山地区におけるスマートコミュニティモデル事業の調査について」、「ペットボトル店頭回収事業(東京ルール)の廃止について」、「GPSを活用した資源持ち去り対策の実施について」、「スマートフォン向けアプリケーションの配信について」、「一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・1件)」、「貴重木の追加指定について」、以上を事前にお送りさせていただきました。過不足、ございますでしょうか。大丈夫でございますでしょうか。</p> <p>本日席上でございますが、本日の次第、席次、そして参考の資料といたしまして、「なみすけのごみ出しマスター」という1枚のチラシがございます。それから、「平成25年度杉並区中学生環境サミット」の報告書を置かせていただいております。こちらは参考にござらんいただければと存じます。</p> <p>それから、机の上に置かせていただいておりますファイルでございますが、次回以降も使わせていただきますので、お帰りの際はそのまま机上へ置いたままお帰りいただければと思います。</p> <p>以上でございます。過不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、本日、報告事項が7件でございますので、よろしくお願いします。</p> <p>では、ここからは、会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>新年になり1回目の審議会です。改めましておめでとうございます。</p> <p>昨年は1年間、一般廃棄物の計画づくりから始まって環境基本計画づくりと、</p>

ずっと非常にハードなスケジュールで走ってきたと思います。本当に、1年間、ご苦労さまでした。

今日は報告事項ということですので、順次これを報告いただき、審議していきたいと思っております。

最初に、前回の議事録の確認ですが、よろしゅうございますか。

では、これをご確認いただいたということで審議に入りたいと思います。

それでは、早速、報告事項についてご説明をお願いいたします。

環境課長

それでは、本日は報告事項が7件でございます。一括して報告をさせていただき、その後、全体的に質疑をお願いしたいと思っておりますが、この進め方でよろしいでしょうか。

会長

はい、結構です。お願いします。

環境課長

それでは、私から「杉並区環境基本計画の改定について」をご報告させていただきます。資料は、表紙が1枚ございまして、その次に、別紙で「区民等の意見の概要と区の考え方」、そして別紙2で「杉並区環境基本計画（改定案）の修正箇所について」、それから、「環境基本計画（平成25年11月）」という冊子をご送付させていただいております。それに基づきましてご報告をさせていただきます。

まず、経緯でございますが、昨年の9月に「環境基本計画（案）」を公表いたしました。区民等の意見提出手続を実施するとともに、その間に、10月16日にこの環境清掃審議会にもご報告をして、さまざまなご意見をいただきました。

まず、区民意見提出手続の状況でございますが、昨年の9月21日から10月21日の間で、「広報すぎなみ」などにより公表させていただきました。

その結果、意見の提出実績でございますが、総数5件、項目としましては、14項目のご意見をいただきました。その意見の内容は、別紙1をごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

別紙1、「区民等の意見の概要と区の考え方」を整理してございますので、そちらをごらんいただければと思っておりますが、その中で、修正をした部分を簡単にご説明申し上げます。

表側の4でございますが、大気汚染のPM2.5に關しまして、健康被害を防止するとあるが、その値について見当がつかない、というようなご意見をいただきましたので、計画の中に、暫定的な指標について、具体的な数値を記載いたしました。

その裏面でございますが、11のご意見といたしまして、緑の効果について、「大気を浄化する」などをつけ加えてほしいというご意見がございましたので、緑の効果につきまして、図表を入れる形で、計画を修正いたしました。

そのほか、それぞれのいただいたご意見に対しまして、区の考え方をお示しているものでございます。

また、計画の修正個所でございますが、別紙2をごらんいただければと存じます。別紙2のほうで、1から10ということで整理をした形で修正をいたしました。先ほどの意見提出手続に基づく修正個所に加えて、こちらの審議会でもご意見をいただいた内容について、適切な記述などにするという形で修正をさせていただいております。

修正の部分を簡単にごらんいただきたいと思います。計画の、冊子の本体をごらんいただければと存じます。冊子本体の8ページでございます。ごみの減量やリサイクルに関するところで、さらに詳しく記述を加えたほうが良いとのご意見がございましたので、小型家電や不燃ごみなどの資源化など、記述を加えてございます。8ページの下の部分でございます。

それから、隣の9ページでございますが、家庭ごみの排出状況のグラフを一番下のところに加えさせていただいて、参考としてございます。

それから、少し先になります25ページでございます。25ページでは、二酸化炭素の排出量の目標につきまして、少し詳しく、ページの中ほど、表の上でございますが、で、「この目標は、前環境基本計画の目標です」の部分の記述を丁寧にさせていただきました。

それから、飛びまして36ページでございます。36ページは、「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」というところでございますが、そのページの上でございますが、「公害から人の健康・生活を守る」という段落を加えてございます。公害のない住みやすいまちづくりを目指した取り組みを進めてまいります、との記述を追加させていただいております。

それから、パブリックコメントでいただきましたのが、隣の37ページでございますが、「PM2.5」の下のほうに、左側に「注意喚起のための暫定的な指針」という表を加えさせていただきました。

それから、51ページでございます。ここは緑のところでございますけれども、下のほうに、パブリックコメントでご意見をいただきましたので、「みどりの効果」ということで、記載のような図を加えさせていただきました。

それから、飛びまして72ページでございます。72ページの下の方に、5 - 5で「体験学習の拡充」という項目がございます。この中で、小笠原村へ学習に行っていたと記述がございましたが、そのほか、豊かな自然を有する交流団体等という、ほかの自治体も対象となるような記述を加えさせていただきました。

そして、最後に79ページでございます。79ページの中ほどでございますが、「評価（Check）」のところでございますけれども、上の段落で、後半で、「区民等と共に計画の達成度及び進捗状況を確認し、目標実現に向けて取り組むための体制をつくります。」と加筆させていただきました。

前回の案から修正をさせていただいた点は、以上でございます。

表紙にお戻りいただきまして、ご報告は以上でございますけれども、これらの修正を加えまして、昨年12月21日に、広報や区のホームページなどを通じて、区民の皆様にも公表させていただいているところでございます。

この計画につきましては、一昨年、昨年と、こちらの審議会でもご議論いただきまして、こういう形で完成することができました。大変ありがとうございました。今後とも、引き続きよろしくお願いたします。

私からの報告は、以上でございます。

続きまして、私から、「久我山地区におけるスマートコミュニティモデル事業の調査について」のご報告をいたします。

昨年6月に策定いたしました「地域エネルギービジョン」の目標の一つであるスマートコミュニティづくりを推進するため、今後、地区計画策定が予定されている久我山一、二、三丁目地区を対象に、国の10割助成を受けて、先導モデル事業の導入可能性の調査を行います。

まず、1の「調査概要・目的」にあります「スマートコミュニティ」でございますが、これは、太陽光発電や家庭用燃料電池、高ジェネレーション熱源供給システム、蓄電池などを活用して、地域全体のエネルギーを有効活用して、家庭や事業所、店舗などを情報通信技術でつないで、地域のエネルギーの最適バランスを実現するものです。これからの省エネ、環境配慮型のまちとも言えるものでございます。

また、なぜ久我山一、二、三丁目地区を対象に調査を行うかということでございますが、この地域では今後、東京都市計画道路、放射第5号線整備、（仮称）都立高井戸公園開設、「放射5号線沿道地区」地区計画策定が予定されており、まちの形が大きく変わることが予想されるため、それに合わせて住宅の省エネ化

の推進も含め、スマートコミュニティ化を検討することが、成熟した住宅都市である杉並区では、スマートコミュニティ化を考えていく上で重要と考えたわけでございます。

本調査では、この地域でスマートコミュニティ化を行うに当たって、どのような方策があるのかを考え、そのコストや、事業採算性について調べてまいります。

2の「調査内容」、(1)期間でございますが、記載のとおり今年度内を予定しております。

(2)調査主体でございますが、区と東京ガスでございます。これは、国が、助成の条件として、調査と事業化の実効性を高めるため、エネルギー事業者との共同調査を義務づけていることから、家庭用燃料電池や、太陽熱利用温水器の販売や、エネルギーサービスなどを行っていて、かつ、地域に密着したグループ企業を擁するエネルギー事業者である東京ガスと連携して調査を行うことにしたものでございます。

(3)調査対象地域は、記載のとおり、一、二、三丁目地区でございます。

(4)の調査事項でございますが、としまして、調査対象地域の家庭や店舗や事業所などでどれぐらいのエネルギーが必要なのか、どれぐらいの太陽光発電や家庭用燃料電池、蓄電池などが導入可能か、エネルギーの需要と供給の管理はどのように行うかについて、調査を行ってまいります。

としまして、デマンドリスポンスの実施と、エネルギー需給管理方策と、事業計画にかかわる調査でございますが、デマンドリスポンスについて少しご説明させていただきます。電気は、蓄電池にためる以外には、蓄えておけない性質を持っているため、電力会社が、電力を使う側が一番電力を使うこのピーク時に合わせて発電を行っております。これを、電力を使う側が電力を融通し合うなど、使う量を変動させて電力の需給バランスを一致させる、より少ない発電で必要な電力を賄っていく、ピークをなだらかにしていく、こういったものがデマンドリスポンスでございます。

これは、地域の電力需給の逼迫を避けるとともに、全体の発電量を抑える効果がありますので、結果的に低炭素のまちづくりにつながるものでございます。これを実施するに当たっての地域のエネルギー需給管理の方策や、事業計画の調査も行っております。

としまして、地域のエネルギー需給管理を行う方策と、事業化に当たっての

課題や解決策の洗い出しを行ってまいりますが、ここには、都の都市計画道路で  
ありますとか、公園整備計画、今後、区の地区計画策定、周辺自治体との連携方  
法などの検討も含んでいるものでございます。

としまして、この久我山地域から、杉並区の他の地域への展開計画の検討を  
行ってまいります。

(5)番、区民等意見の反映でございますが、調査に当たりましては、エネル  
ギーの専門家や、地元町会・自治会、商店会の代表者から成る第三者機関、検討  
委員会を設けまして、意見等を調査に反映してまいります。

3のスケジュールでございますが、記載のとおりで、検討委員会を1月、2月  
と開きまして、年度内に調査報告を国に提出する予定でございます。

私からは以上でございます。

杉並清掃事務所長

では、続きまして私から、3件ございますけれども、続けてご報告させていた  
だきます。

まず、一件目でございますけれども、「ペットボトル店頭回収事業(東京ルー  
ル )の廃止について」、ご報告いたします。

まず、この店頭回収事業(東京ルール )でございますけれども、これは平成  
9年4月から、これは東京都が実施しておりまして、平成12年に清掃事業が区  
に移管されたことに伴いまして、特別区で引き継いで実施しているものでござい  
ます。

平成9年当時、ペットボトル飲料が急激に普及しておりましたけれども、この  
ペットボトルの回収率が非常に低く、使い捨てになっていたことや、また、ごみ  
の最終処分場の容量を圧迫してしまう、そういったことから、緊急策として店頭  
をペットボトルの回収拠点とさせていただきまして、行政が、中間処理施設まで  
の運搬を暫定的に行うこととしたものでございます。

その後、特別区では、ペットボトルの集積場回収が定着したこと、また、コン  
ビニやスーパーなどの大手販売事業者とも意見交換を行いまして、本事業の廃止  
について了承をいただき、特別区で統一的に廃止するものでございます。

今後の廃止に向けまして、区といたしましては、資料に記載のとおり対応して  
まいります。

まず、1の廃止となる拠点でございますけれども、現在、区内には292カ所の  
拠点がございます。うち、コンビニが198カ所、スーパーが46カ所、あとはその  
他となっております。これらの店頭で回収されたペットボトルを現在、区が中

間処理施設まで運搬しておりますけれども、これを廃止することで、今かかっている経費、約4,300万円に削減効果が出てまいります。

次に、2の廃止時期でございますけれども、平成27年2月末としております。これは、事業者の準備や今後の周知に一定の期間が必要でございますので、関係者との調整の上、特別区でこれは統一したものでございます。また、この廃止後1カ月は、経過期間として対応してまいります。

次に、3の廃止後のペットボトルの店頭回収ですけれども、店頭回収事業の廃止後は、それぞれの事業者が判断して、継続する場合のペットボトルの回収・運搬等は、それぞれの事業者の責任において行うこととなります。

なお、個人商店が主になるその他の店舗等につきましては、状況に応じて、集積所による回収として継続するなど、個別な対応も行ってまいります。

次に、4の周知方法につきましては、店頭回収の利用者の方につきましては、事業者を通じた、チラシの配布、あわせて、区の広報紙、ホームページ等を通じ広く周知してまいります。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、27年2月の廃止に向けまして、ことしの3月以降、協力店舗への廃止予告とお礼文の配布。あと、4月以降は、広報等での区民への周知。27年1月に、各店舗へのチラシの配布を予定しているところでございます。

続きまして、「GPSを活用した資源持ち去り対策の実施について」、ご報告いたします。

この対策の主体となっておりますのが、古紙問屋の組合である「関東製紙原料直納商工組合」、以下「組合」と言わせていただきます。ここでは、違法に持ち去られた古紙の買い取りを防ぐ業界内部の自浄努力といたしまして、この間、他の自治体と、このGPSを活用した資源持ち去り対策を実施し、効果を上げておるところでございます。

当区でも、同組合及び、資源ごみの回収委託先でございます「杉並リサイクル事業協同組合」の3者で協議を行いまして、これが整いましたので、違法に持ち去られた古紙の流通ルートを断つことを目的に、以下のとおりこの対策を実施いたします。

まず、1の「対策の概要」でございますけれども、これは、集積所にGPS端末をセットいたしました古紙（新聞）、これを置きまして、これが持ち去られた場合に、このGPSの位置情報から持ち込み先の業者を特定いたしまして、区と



組合、あとはリサイクル事業協同組合の3者で、その業者に対しまして、買い取りをしないよう、指導や協力を要請いたします。

次に、2の「区民等への周知」と、あと3の「現在までの経過」でございます。昨年11月29日に、区と組合、あとはり協の3者で覚書を締結しております。その後、12月1日に、「広報すぎなみ」、ホームページ等で周知を行っております。今後、この対策については適宜周知を行ってまいります。

2件目については、以上でございます。

次に、「スマートフォン向けアプリケーションの配信について」、ご報告させていただきます。今、席上配付で、この関係するチラシを配付させていただいておりますので、後でご参照いただければと思います。

まず、このスマートフォン向けアプリケーションの配信についてでございますけれども、この目的といたしましては、ごみ資源の分別や、排出マナーの向上のためでございます。単身の若年層や、幼いお子さんを持つ夫婦層をメインターゲットにいたしまして、このアプリケーションを開発いたしまして、無料配信を開始いたしました。

まず、資料の第1に「アプリの名称」と書いておりますけれども、名称は、「なみすけのごみ出し達人（マスター）」とさせていただいております。これは、スマートフォンのios版とAndroid版にそれぞれ対応しております。

配信につきましては、ことしの1月6日から始めております。ちなみに、配信開始から10日ほどで、1,700件を超えるダウンロード数となっております。今は、もう少し伸びていると思います。

次に、3の「アプリの主な機能」でございますけれども、まず、区からのお知らせの配信機能、ごみ出し日を知らせるアラーム機能、ごみ分別辞典等を盛り込んでおります。

また、この中に、環境学習機能といたしまして紙芝居も準備しておりますが、これは清掃事務所の職員が作成したものでございます。実際に、保育園や小学校での環境学習で使用しております。また、この紙芝居の読み上げ機能もついておりまして、この読み上げの声は、区立保育園の保育士に協力いただいております。

最後に、本件の周知方法ですけれども、既に区のホームページや、環境学習情報紙「ごみパッケン」などでお知らせをしているところでございます。

また、区立施設や区内の大学などでチラシ配布とか、あと、転入してこられた

みどり公園課長

方向けに、不動産団体へのPRなどの協力要請などを行っておりまして、今後のユーザーの確保を行っていきたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

私から、貴重木の追加指定についての報告と、一定規模以上の開発に係る緑化の報告の2件を報告させていただきます。

まず、貴重木の追加指定ですが、資料をごらんいただきたいと思います。制度運用開始後10年以上を経過し、指定本数が減少している「杉並区みどりの条例」第10条に規定する「貴重木」について、みどりの保全を強く推進するため、次のように追加指定をまいります。

まず、制度の概要ですが、杉並区では「みどり豊かな環境にやさしいまち」を目標に、「みどりの保全」を施策の重点事項と位置づけ、さまざまな緑化施策に取り組んできています。今回、追加指定のご報告をさせていただく貴重木制度は、樹木の保全のための施策の一つでございます。区内の特に貴重な巨木や珍木について、貴重木として指定させていただき、所有者と協定を締結して独自の支援を行うことで、区内の貴重な樹木の保全をしていくものでございます。

平成12年度から14年度にかけて、私有地で合計50本の樹木を指定してまいりましたが、枯れたり、公園として用地を取得することなどによって、現在39本となっております。2枚目の別紙1のほうに、50本、指定当時の内訳と、それぞれ解除理由を備考のほうに記載してございます。

表に戻っていただきまして、指定基準については巨木、珍木、景観木それぞれ表に記載のとおりでございます。

支援の内容ですが、1本当たり年間8,000円の補助金をお渡しするとともに、枝折れや倒木等で第三者に与えた損害を賠償するための賠償責任保険へ加入してございます。また、希望される方には、樹木医による診断や、診断結果に基づく剪定、保全工事への支援を行ってございます。

次に、今回の指定についてご説明します。区はこれまで、私有地に限り指定を行ってきました。そのため、相続等で敷地が売却される際、可能なものは公園として取得し、保全してまいりましたが、公有地化に伴って、貴重木の指定を解除してまいりました。今回は、私有地の指定を進めるとともに、公有地に存在する以前貴重木であった樹木や、公園等の公共施設に存在している貴重な樹木についても、指定を進めていきます。

指定後は、リーフレットを作成して、身近に存在する貴重木を広く周知し、親

しんでもらうことで、区民の意識、「みどりの保全」に対する意識の醸成に努めてまいります。

最後に、今後の予定ですが、5月までに現地調査を終え、6月に協定を締結し、7月にはリーフレットを発行できればと考えてございます。

続きまして、一定規模以上の開発等として、メルセス修道会増築計画についてご報告させていただきます。

資料をごらんください。所在地は、高円寺南5丁目11番35号でございます。敷地面積は、3,081.7㎡となっております。接道部緑化につきましては、接している道路が狭隘道路のため、道路拡幅により既存の接道部緑化部分を撤去し、道路拡幅後は、既存の塀があるため緑化はできない状況でございますので、緑地面積へ振りかえる計画となっております。緑地面積は、基準503.22㎡に対して、1,492.7㎡の計画になっており、接道部緑化延長の不足分を含め、基準を満たした計画となっております。

なお、今回は、敷地南東部分に建築面積約100㎡の建物を増築する計画であり、工事の対象となる区域は全体敷地のごく一部となるため、既存の樹木のほとんどがそのまま残る計画となっております。したがって、計画緑地面積となっております大半は既存緑地であり、これらを保存することにより、緑化基準及び樹木基準を満足することとなっております。

資料の裏面、2ページ目に、緑化のコンセプトが記載してございます。計画地は既存の建物を囲むように植栽が施されており、特に建物の北側の傾斜地においては、年輪を重ねた大きな樹木が多く残っております。今回の増築計画では、現況の植栽を維持しつつ、一部、失われた植栽についても、増築棟の南側に新たな植栽地を設け、既存の建物及び植栽と調和する計画としております。

3ページ目に、案内図をおつけしてございます。場所は、地下鉄丸ノ内線、東高円寺駅の北約500メートルに位置し、西側に高円寺東公園、南側は光塩女子学院幼稚園に接地してございます。

4ページから11ページが、植栽されている樹木の一覧でございます。12ページ、13ページには、緑化計画図をおつけしてございます。十分基準を満足した計画となっております。私からは以上でございます。

会長 どうもご苦労さまでした。

多くの報告事項があったので、一括しての質疑でも結構ですが、環境基本計画の質疑をまず行うということによろしいですか。

	<p>それでは、最初に報告がありました環境基本計画について質疑を行います。前回、途中段階で委員の皆さんにチェックいただいて、今回は、最終的に成案になったものの経過、それからパブコメなどでの意見の対応状況、こういう話がありました。確認する点等々、何か質疑があれば、いかがですか。</p>
B 委 員	<p>B委員、どうぞ。</p> <p>別紙2の修正個所の3番目ですけれども、基本計画で言いますと25ページ、温室効果ガスの削減目標に係る記述の部分です。 のところで、この目標は、前環境基本計画の目標です。我が国の今後の地球温暖化対策の基本方針は検討中なので、今後示される方針を踏まえて、適宜見直していくということを記述しているわけですけれども、国のほうとしては、2020年までに、2005年比でマイナス3.8%、90年比ではプラス3%ぐらいになってしまいますけれども、いずれにしても、中期的な目標は一応示したという状況に今現在なっているところで、それを受けて、杉並区としてはどう対応していくのかということは、検討しないといけない段階に来ているのですが、それをどうしますかということをお伺いしたいと思います。</p>
会 長 地域エネルギー 対策担当課長	<p>事務局、何かありますか。</p> <p>B委員ご指摘のとおり、国のほうで昨年末に、2005年度比でマイナス3.8%という目標が示されましたが、その後、それと一対をなす「エネルギー基本計画」のほうに都知事選後に発表されるということでございます。温室効果ガスの中で95%ほど割合を占めております二酸化炭素の排出量が、そのエネルギーの計画によって、排出係数等が上下することが予想されますので、それも踏まえた上で、総合計画の改定に合わせて、この内容も見直していきたいというふうに考えてございます。</p>
会 長	<p>これは大事な点で若干補足しておきたいと思います。3.8%というのは、国の計画を、方針を出したのではないのです。COP19に報告したのです。正確に言いますと、中央環境審議会で集約をして、日本の方針はこれですということを決めたわけではありません。</p> <p>それでは、どうして公表したかといえますと、今ご指摘のとおり、今の段階で、「エネルギー基本計画」が全然まだ見通しが立っていない。端的に言うと、原子力をどうするかという話もはっきりしていない。こういう段階において、定量的な目標は出せない。そこで、何を出すかということで、政府で考えて出したのが、民主党時代のときの「エネルギー環境戦略」。もう一昨年の6月ですけれ</p>

ども、あのときに代替案が幾つかありました。原子力がゼロから原子力が二十%台まで、何通りもあった。少なくとも原子力が今動いていないので、原子力をゼロ、そして経済成長については成長パターン、対策についてはまだ検討中なので、現在より特段の対策は行わない。こういう前提を置くと3.8%という数字になると算定される。言ってみれば最低限、現在これだけのことは絶対担保できるという数字は出しておこうということで公表した。

したがって、諸般のことを全部検討した上で決めきって、日本の方針はこれであると出したわけではないので、杉並区のこの審議会としていずれどうするかという検討は、やはりそういったことがはっきりした段階できちんとやるべきではないかなと思いますので、今簡単に事務局からご説明いただきましたけれども、補足するとこういうことだと私は思うのです。

B 委員 私も、それでよろしいとは思いますが、国際的には、日本の方針が示されていないとは受けとめられていないわけですね。あれが日本の方針だと国際的には受けとめられていて、かなり批判も出ているところでもありますから。だから、今のような説明が広く世界にもそのように受けとめられているかという、そうではないし、やはり国の方針が示されたというふうに通常はとらえられてしまうし、そうだと思われる方も多いと思いますね。

いずれにしても、私が申し上げたいのは、国の方針を待っていたのではなかなか先が進まないし、心もとないので、やはり杉並区としてできること、やるべきこと、そこを独自にしっかり見きわめて対応していくということが、やはりまずは重要だろうと思います。

国のエネルギー方針が出るのを待つということを念頭に置きながら対応するというのはいいですけども、ただ、余りそういった国の対応を当てにせずに行っていたほうがいいのではないかと思いますので、余り「国の方針を踏まえ」なんていうことを前面に出さないほうが、今後はいいのかなと思っています。

会 長 そういう意味ですか。

B 委員 はい。

会 長 ほかに、いかがですか。Eさん。

E 委員 別紙2の10番、79ページの点で、要は、「達成度及び進捗状況を確認し、目標実現に向けて取り組むための体制をつくります」って、ここのテーマって非常に議論がいろいろ多くありまして、まず、1点お伺いしたいのは、ここ、修正理由で「より適切な記述に修正」ってあるんですけども、この辺の根拠みたいなも

		のをもう少し詳しくお伺いできますでしょうか。
環 境 課 長		こちらの別紙2の中で、「より適切な記述に修正」という、ほかにも項目がございますが、今回直す理由といたしましては、一つは、2つほど修正部分がありますが、意見提出手続という、パブリックコメントで直した部分。それから、先ほど冒頭にもご説明申し上げましたが、こちらの環境清掃審議会でご報告をした際に、いろいろご意見をいただきましたので、その辺のことを私どもも勘案して修正したということで、環境清掃審議会でのご意見というような書き方ではなくて、私どもがそれを受けとめて、区が積極的に適切な記述に修正をしたということで、修正理由を書かせていただいております。
		それ以外に、錯誤が何点かございましたので、修正をしたということでございます。
E 委 員		ここの中身って結構、審議会とか部会でもかなり議論になったところで、確かに、どっちがいいとか悪いとかって、なかなか難しい面があるんですけども、一つ提案したいのは、例えば、これから「環境白書」とかを年に1回出されると思うんですけども、そのときとか、年1回とか2回とか、機会があれば、この辺の達成度に関しても、この審議会で1回、定期的に議論する場というのはこれからあってもいいんじゃないかなと思ひまして、今後考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。
会 長		よろしいですか。
環 境 課 長		計画でもこういう形で書かせていただきましたので、進捗状況を確認する、そういうような体制という、今回、少し曖昧な表現にはなっているんですが、どのような仕組みで評価をしていくかというようなことは、私どもも考えていきたいと思っておりますし、ぜひとも、こちらの環境清掃審議会でもご議論いただけるとありがたいと、私どもは考えてございます。
会 長		Eさんから何か案はございますか、逆に。
E 委 員		案というのは確かに難しいですけども、例えば審議会のメンバーと、例えば代表的なNPOのメンバーと、実際行政のほうで担われている方とかで、公式でも非公式でもいいんですけども、何らかのコンタクトを持ってやっていく機会があってもいいのかなって。これは継続的にやっていったほうが良いとは思ひますし、なかなか難しいのは、冷静な議論というのは結構、ここで進めていくのってかなり難しいので、ある程度長いスパンで、冷静かつ長期的に考えていくというような土壌をつくっていったほうが良いのかなというふうには思っております。

会

長

す。

これは、前回の審議会の中でも少し議論があったところだったと思います。現実的に、抽象的に書くのは幾らでも美しく書けても、これは書けばいいというものではなくて、書いたからには実践をしていかななくては行けない。環境基本計画をきちんと進行管理していく、それも、区にお任せじゃなくて、ここに書いてあるように、区たるものが、区民、これは事業者とかNPOなどを含んだ概念だと思いますが、区民等と一緒にあって、達成度、進捗状況を確認して進めていく。こういう体制づくりを考えましょうということですが、区では、これからの進め方について参考になるような情報などはありませんでしょうか。

環境課長

この進行管理のご議論は昨年していただいておりますので、私どもも、例えばほかの自治体ではどのようなやり方をしているかというのは、少しずつ調べて、資料などを見ている、今そういう状況でございます。

例えば他の自治体で申し上げますと、八王子市では条例をつくって、地区別に環境市民会議という、市民の皆様が集まっているいろいろな行動を起こしたり、あるいはその行動をした状況を評価をするような仕組みをつくるような形で、環境推進会議という、またそういう各地域別で活動していただいている市民の方にお集まりいただいて、市と、市民と、事業者の方の状況を持ち寄って、相互に確認を合う場をつくっているところです。

それから、ほかの事例で申し上げますと、すこしばかり離れたところでございますが、長野県の上田市というところで例がございます。こちらは、上田環境市民会議ということで、やはり環境保全を推進するために、事業者の方も含めて、市民の方が集まっていたいて、推進、取り組みを進めるとともに、評価をご自分でしようという仕組みをつくっていらっしゃいます。

さらに、やはりそういう市民会議のご議論を、市のほうの取り組みとすり合わせをするようなイメージなのかもしれませんが、評価をするために、環境市民会議という、集まって評価をするような会議体を、市役所でも開催しているようでございます。

あとは、少し遠くでございますが、滋賀県の近江八幡という、琵琶湖の東側にございます市でございますが、こちらは今申し上げました2市とは少々違った形でございます。近江八幡市は、環境審議会、当区の環境清掃審議会の組織に近いものかと思われませんが、環境審議会の中に、環境計画評価部会という部会をつくって、市の施策や、市民の方の活動を評価するという仕組みを持っているようで

ございます。

参考に申し上げましたが、いずれも、あくまでも公になっている資料をもとに私どもで今まだ調べている状況でございますので、八王子市は、若干、市の職員に状況をお聞きはしましたが、現地で状況を把握するなどといった具体的に承知してはおりません。今後、当区での仕組みづくりをこれらの市を参考にしてできるのではないかなと考えてございます。

会 長 丁寧な情報を提供していただきましたが、何か今のお話に関連して、いかがですか。どうぞ、Jさん。

J 委 員 このことについては、前回の審議会以降、私なりに考えてみましたが、それで、前回の審議会で、会長が、区民の行動というものがこの中に入っているのだから、それはやはり区民がチェックすることが必要なのではないかとおっしゃったと理解しています。ちょっと意味合いが違うかもしれませんが、私はそういうふうに聞こえたのです。

確かにこの項目、基本目標の中に、区民、事業者、行政と、それぞれの役割が書いてあります。ただ、これは、ここにおける区民の役割とか、その行動については、区民自身が「私がやります」といっているものではなくて、行政の計画の中で、行政が、区民にはこういう行動をしてもらいましょう、というふうに提案しているわけです。ですから、その区民の行動を実現するために、区がどういう情報を提供し、どういう仕組みをつくり、どういう環境、場を整えるかということが必要なんだと思いました。

それを、例えばこの基本計画の中の5のところ、70ページです、「環境に配慮した行動をしている人の割合を100%まで増やします」という、素晴らしい目標数値が出ておまして、これは、それこそ杉並区民、隅から隅までみんなやるんだというふうになっているんですね。

ということは、やはり行政がそれを実現するような仕組みをして、しかも、この数値をどうやって精査するというか、一人一人全部に「してますか」と聞くわけにはいかないの、当然これは白書に出てくるような、アンケートに基づいた、あるいは割合から出していらっしゃるんだと思うんですけども、こういうことも含めて、どれだけ区民が自分たちの問題だと理解できる、考えられる、自分たちも、自分たちがやることをやらなければ、杉並区的环境はよくなるまいというふうに考えてくれるような状況をつくらなければならないと思います。

それが、この評価の中で、これは体制をつくりますというふうに、はっきりお



会 長  
環 境 課 長

書きになったわけですから、杉並区のこういう環境基本計画の各目標を達成するために、どういう評価のあり方が適切かっていうことを、区は当然お考えになってお書きになられたのではないかと、というふうに私は考えたので、ぜひ、書かれた以上、それに、根拠となるようなお考えを示していただきたいというふうに思ったのが一つと、この計画は33年までですが、この体制をつくり出すということは、何年までに……33年にできればいいのか、33年にこの目標が達成できるためにも、その評価の仕組みはいつまでにつくることが適切とお考えなのか。

この2つをお聞かせ願いたいと思います。

Jさんの指摘に対して、区で今お考えのことがあればお聞かせください。

評価につきましては、それぞれの指標がございますので、その指標の達成度は、行政の部分については今までどおりの形で、目標に対してどの程度の達成度ができたかというような評価ができると思っておりますが、やはり区民の方の行動の評価というのは非常に難しいと私どもも感じています。

委員がおっしゃるとおり、この70ページの環境配慮の行動を100%という、その100%の数字の出し方というのは、ここにも付記してありますけれども、区民の意向調査で調べてその割合をとという形ですので、どうしても手続的には、一定の決められた形でやらざるを得ないと思っております、さらにもっと難しいのは、それぞれ、区民、事業者、区の取り組みを、環境配慮行動指針というのが、それぞれのその項目に入ってつくらせていただいているのですが、ここをやっていますかっていうことは、私どもも本当に、把握するのは、事業者、あるいは区民の方、お一人お一人お聞きするのはほとんど不可能でございます。

ですからこそ、これらの状況をどうやって把握するのかということ、事業者の皆さんや区民の皆さんも交えて、そのやり方をご相談させていただけるといいかなと思っております。

それで、体制として、いつまでにつくるかということで申し上げますと、この計画自体は、でき上がりますと、この計画に書いてあることを基本的にやっていくということですので、体制は、ここのプラン・ドゥー・チェックの部分は、これは毎年やっていくものだと思ってございますので、評価につきましても、どこまでできるかというそういう課題はございますが、33年までにチェックをすればいいということではなくて、毎年のようにチェックをして、そのチェックをした結果を「環境白書」で、またどのように公表するかという課題はありますが、「環境白書」で報告をしていくということで、計画ができ上がれば、進行管理は

会長 E 委員	<p>速やかに進めていくという考え方を持っております。</p> <p>今の件ですね。Eさん。</p> <p>私もこれ、考えていまして、一つ、検証する、チェックする制度設計として思ったのは、きちんとしたプロセスを踏んでいくと、制度設計に2年、実行にまた2年とか、かかってしまうことは多々ありますので、例えば、八王子市とか上田市の事例とかはあるかと思うんですけども、地域特性とか、区民の考え方とかを照らし合わせて、合いそうな制度を2つ3つ実証実験ベースでやってみて、それで、半年なり1年やってみて、その運営がスムーズで、例えば評価とか、声なんかも、余り感情的にならずにうまく回っていくようなものがあればそこをやっていくというような、そういう手があるのかなと思います。</p> <p>例えば審議会でするのもいいですし、環境会議でもいいですし、例えばどこか部会をつくってもいいですし、区政モニターとかで、アンケートとモニター会議みたいなものでやるという、いろんな、新しく作るにしても、既存のフレームワークを生かすにしても、ちょっと1回、その実証実験というのはあるのかなと思いますので、今後いろいろご検討のほうをいただければと思います。</p>
会長 F 委員	<p>ほかに、いかがですか、今の件に関しては。Fさん。</p> <p>Fです。私も、今、Eさんがおっしゃられたように、余り難しくない場をつくってやってみるというのが、いかがかな。私のような普通の区民にとっては、この進捗状況をチェックというようなことは難し過ぎてよくわからないのですが、例えば「勉強会」というような名前でもいいので、各分野の、大気なら大気、水質なら水質、緑化なら緑化のプロの方、プロのNPOの方と、行政の方と、あと有志の区民、プラス、杉並区の環境カウンセラーの方々ですとか、実際に審議会とはまた違う形での環境の勉強会とかを進めていらっしゃる方々にお声をかけて、「杉並の環境を語ろうの会」みたいな感じで、ざっくばらんな、進捗状況勉強会というのをつくってみて、で、勉強しながらチェック、勉強しながらチェックという形で進めていくほうが、環境市民会議みたいな仰々しいものを最初に立ち上げてしまうよりも、垣根も低くてやりやすいのではないのかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
会長 J 委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>どうぞ。</p> <p>環境に関心のある区民というものが、この杉並区の中にどれだけの割合でいる</p>

かということを考えると、どういう形にしても、限られた方々、あるいは、ある意味、同じ顔と言っては失礼なんですけれども、で集まってするのであれば、本当の区民の意見ってなかなか拾えないんじゃないかって思うんですね。

この計画は、やはりどれだけたくさんの人に参加してもらえるかというところが、達成のコツというか、環境に関心を持つ人をとにかく広げなければいけないわけですから、だから、身近なところでっていったときに、ただよく知っている人から一方的に聞くのではなくて、やはり生活の中から出てくる生の声、本当にもう基本の、初歩の初歩みたいな質問にも、どれだけ丁寧に答えられるかというところがみそだと私は思います。

ですから、チェックを、さっきのほかの自治体の例でも各地域でやって、それは多分Fさんと同じ意見で、身近なところでやって、それを集めていった段階で、もう少しそこが理解できる方っていうか、NPOでも関係市民団体でも、理解できるかどうか.....やはりきちんと、もうちょっと区の持っている情報と同じように渡り合える、区の報告に対して、広い知識というか経験を持って、なおかつ市民感覚を持って答えられる、というようなところでチェックをしていったらどうかなっていうふうに思いました。

会 長 ありがとうございます。

どうぞ。

P 委 員 そのことに関してなんですけれども、42ページのところで、3者の役割ということの中で、「有害物質が排出される商品の購入・使用を減らします」という区民の。「洗剤は環境対応タイプを選び、その使用は必要最低限に留めます」ということなんですけれども、じゃ、これって、今、環境にいいとかと言われてるけど、実際に本当にそうなのっていうような感じで、事業者の方にお話を聞いたりして、私もそうなんですけれども、衣料用の洗剤をじかに手で触ってかなり荒れたりとか、で、それってどうしてとかっていう、実際にそういうことで集まって、もしかしたら洗剤って危険かもしれない、子どもたちに今アレルギーが起こっているのは洗剤が何か影響しているかもしれないとか、何か、そこまでいかななくても、もっと身近な話の中で集まるんじゃないかなっていうような、これ、一つの提案です。

あと、もう一つ、33ページの「マイバッグの普及」という形で、今マイバッグ推進連絡会というのが行われていて、あと、それからマイバッグのコンテストとかというのもありまして、各スーパーとかでもマイバッグを売っています。じゃ

あ、そのマイバッグに対して、使い方はどうなんだろう。「こんなような、私の持っているものは自慢できるのよ。すごく使いやすいのよ」というようなものを挙げてもらったりとか、「もっとこれ、取っ手が短かったら使いやすいのに。こんなふうに使いたいわ」というような、そういうような話し合いができる、実際に商品としてやってもらえるような事業所とか、実際に使ってみていいものとかっていうものの、その集まりとかっていう、身近なものだったら何か集まるんじゃないかなと思いました。

以上です。

会 長 いろいろな意見が出ましたが、事務局にお聞きしたいですが、この環境基本計画ができて、広報には掲載しましたか。

環 境 課 長 昨年12月下旬の広報で出しております。

会 長 広報以外に、パンフレットなどで、様々な場において計画を説明し、伝達できるような体制というのは、どうなっていますか。

環 境 課 長 実は、今日お渡しした環境基本計画も、いわば仮の印刷物でございまして、今、最終的に区民の皆様にお配りのできる、あるいは図書館などにも置くことができるということで、きちっととじ込んだ形の基本計画を印刷中でございます。

この本体、今日お示ししたのと内容が全く同じものができ上がるのと、もう一つは、少しパンフレット的な概要版というものをつくります。今編集してございます。その概要版につきましては、環境関係に特化するわけではございませんけれども、お配りする機会があれば、いろいろな場面でお配りできるように考えてございます。今、具体的にどこでどのぐらいというところまでは、まだ計画はございませんけれども、概要版をつくっているところでございます。

会 長 先ほど、いろいろと出されましたが、一番大事なのは、この計画が区民に届くかどうかということで、どれだけ周知されるか。先ほど、区民の役割は区が考えている役割でしょうということで、自分たちの役割とは思っていないようでは、P D C Aに参加しようがないですね。

計画に書いてあることが、自分たちの思いとイコールであるというところにたどり着かないと、そもそも、区民が参加して、P D C Aにも参加しましょうということにならないと思います。

そういう面で、まずスタートラインとしてこれが、広報が徹底されることが第一条件です。その次の、あとどうするかということについて、区役所のほうで、立派な案を、体制を考えて、これでやりますと言ったところで、参加するのは公

務員ではなく、一般の生活している、日常生活でみんないろいろと苦労されている方々です。その方々が参加できる条件を満たすことや、区民の意思が活かされない限り、計画が絵に描いた餅になってしまう可能性がありますので、できれば、次の審議会で、参加協働の運用をどうしたらいいのかということについて、区のほうでもお考えいただき、この場で議論をしてみるというのが現実的ではないのかなという気がします。

それから、先ほど、近隣では八王子市の例があるという話でありましたが、特別区の中で、事例はないのかなとも思います。私は全然知らずに言っていますが、区という単位で例がないのかももう少し詳しく情報を集めて、杉並区の実情にふさわしいといえますか、適したものは何なのだろうかということを考えます。

いきなりつくるのではなくて、先ほどFさんからご提案がありましたけれども、本番の前に少しトライアルを重ねるということも、あってもいいのではないかなという気もします。審議会も、区に「しっかり頼むよ」というだけではなくて、少し一緒になって検討したほうがいいのではないかと思っていましたので。

この件はこのぐらいにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

ほか、計画について、何かお気づきの点があればと思いますが。

どうぞ、お願いいたします

A 委 員

なかなか、授業と審議会が合わずに、久しぶりにまいりました。

1点だけ、ずっと今の議論を伺っていて思ったことだけ申し上げます。先ほど議論があった、70ページのこのアンケートグラフを拝見して思ったことですが、私これ非常にすばらしいと思いますけれどもね、区民の意識調査。これがかなり正確だとすると、非常に高い。

ずっと拝見していつて思ったことは、少し構造を分析しないと、これはこれ以上進まないなというふうに、ちょっとこれはアドバイスのところもあるんですが、構造というのは、例えば一番上の「徒歩、自転車、交通機関」、これは、行政が、歩きやすい道、あるいは自転車道をつくる。公共交通機関は、区の責任かどうかわかりませんが、そういう部門もあるのかもしれませんが、例えばメトロ、あるいは東京都交通局の地下鉄13号線等整備され、かなり進んでいますよね。当然、これは高くなると思うんですね。

例えば、こういう話。これは、区の政策と市民の意識が連携していますから、区の政策で、例えば歩きやすい道をつくったところとかと、そうじゃないところの差を見ないと、こんな、一律に平均をとったところで余り、目標と現実の手段

が乖離しているので、意味がないのではないかなと思います。

つまり、市民の意識を聞くといっても、徒歩と自転車、交通機関がきちっと整備されていないところ、そういうふうに分けて意識を聞かれると、政策と意識の連携がとれて、どういう意味があったかという、区の政策は、市民としても、どなたが評価するかわかりませんが、評価できるかな。その辺が明確じゃないので、これ、幾ら議論してもだめなのではないかなと、ちょっと辛口ですけども、思いました。ただ、区民の意識は非常に高いので、これをどう伸ばすかということは、今のようなことをやればいいのかというふうに、一つ思いました。

それから、もう一つ、入っていないのがありまして、民の中に、企業が入っていないですね。例えば省エネ機器、LED照明、これはもう企業が一生懸命、今商品開発をされていまして、デパートに行っても、今はこれしか売っていないですね。それから、省エネ性能も、今はトップランナー方式ですから、どんどん高いものが売られていくわけですね。私、15年ぶりに、久しぶりにエアコンを買いかえたんですけども、もう今は省エネ性能じゃないものは売っていません。むしろそれは高いですよ。だから、これは企業が頑張ってもらうことは、企業が今どこまで頑張ってもらっているかを評価しなければいけないので、区の政策でもないですね。

だから、その辺の構造を、要するに言いたいことは、区がおやりになることがどこまで行っていて、それがどういうふうに市民の意識に変化しているかということ把握することと、企業が一生懸命におやりになっていることを助けてあげて、推し進めることと、それから、この真ん中にある、これはまさしく市民の方の意識みたいな感じなので、しかし、これも多分、区が啓蒙されていると思えますけれども、そういった、本当の意識、市民の意識をどうしたらいいかというふうに、何か3つぐらい分けて、先ほど会長は運用体制と、運用方法とおっしゃいましたけれども、それをやはり議論したらいいんじゃないかなと、私はそういうふうに、私だったらそういうふうにしますけれども、そういうようなことをご検討されたらいいのかなと思って、そこが、繰り返しになりますけれども、一色で描いてあるので、ややわかりにくいな。そういうことを分けて考えられたらどうかと思いました。

すこし長くなりましたけれども、以上です。

ありがとうございました。

今の発言は、これからの運用に対するアドバイスと言っていると思います。

会 長

	<p>何か、ほかにお気づきの点、いかがですか。</p>
I 委 員	<p>非常に小さい問題なんですけれども、51ページの「みどりの効果」で、区民の意見を反映して、大気浄化で「みどりは空気をきれいにしたり」とあるんですけれども、これはどういうみどりの効果をイメージして加えられたのでしょうか。蒸散作用でもなし、光合成でもなし、フィルター機能が植物にあるという、そういう話は一般的に言わないし、強いて言うと、ほこりなんかを葉っぱに付着させて、いずれ落ちる、そんなことしか浄化という意味ではイメージがわからないんですけれども、どういうイメージで書かれましたでしょうか。</p>
みどり公園課長	<p>一般的には、炭酸同化作用の中でいけば、二酸化炭素を吸って酸素にしていくという光合成の効果があります。また、全て吸着するわけではないですけれども、よく幹線道路の真ん中にある樹木を見ていただくと葉っぱが真っ黒になっています。そういった吸着したものを剪定したり、あるいは水に流されたりいろんな形で処理するということも含めて、こういう書き方になったというふうに思っています。</p>
会 長	<p>以前に、沿道の大気汚染に対して、植樹は、大気汚染の浄化という観点で効果があるのではないかとということの研究された国立環境研究所の研究者がいました。私は、どういう科学的な関係でそれが証明されたのかという点は記憶にありませんが、一定の効果があるという研究論文が出された記憶があります。</p>
	<p>何か、おわかりですか。</p>
A 委 員	<p>みどりの効果はいろいろ多面的ですので、今会長がおっしゃったような、ご指摘のあったような公害の防止もございますし、それから癒やし効果もございまして、それから、そもそもヒートアイランドですかね、全面がアスファルトになれば当然温度は上がりますから、そういう、特に杉並区の場合は、皆さんがエアコンをかけられれば、中の熱い熱を外にくみ出すのがエアコンの機能ですから当然暑くなるんですけれども、そういったもの、これが当然緩和されますから、そういったいろんな多面的効果があります。もちろん沿道は特に公害防止効果がございまして、これはどんどんおやりになればいいんじゃないかなと思います。</p> <p>55ページを見ますと、緑被率と草地・農地率で25%弱まで、一時下がったのが上がってきていますよね。この緑被率がもとへ戻っているというのは、これはすばらしいことだなと思いますけれども、これを今後も、お話があるのかもしれませんが、いろんな開発指導も含めて、屋上緑化というものもこれからあるのかもしれませんが、それらをぜひ増やされるといいと思いますから、私は、特に問題は</p>

		ないなと思いました。というか、むしろ積極的におやりになればいいかなと思いましたが、いかがでしょうか。
会	長	よろしいですか。
I	委 員	決して緑化を否定したり、効果を否定しているわけではありませんので、どんどん緑化をやればいいと思います。ただ、沿道の公害防止に役立つとかになると、さっきの、会長が言われたような理化学的な数字で、そういうことが本当にあるのかなという疑問がわいたのでそう申し上げたまでのことで、緑化は大いに進めるべきだと思いますし、私自体もそういう立場でやっております。
A	委 員	多分、公害に強い木と、そうではない木があると思います。私も細かくはわかりませんが。
会	長	ほか、いかがですか。お願いします。Cさん。
C	委 員	区民等意見の概要のところのナンバーが11です。
会	長	資料のほうですね。
C	委 員	はい。八の「出火時延焼を防ぐ」のをつけ加えてほしい、という区民意見が載っているんですけども、ちょっと、直接ではないんですが、ほかのところで見学会があったときに、ケヤキじゃなくて.....樟脳になる木は何でしたっけ。
I	委 員	クスノキ。
C	委 員	クスノキは、延焼を防止するのではなくて、非常によく燃えるっていうご意見があったんですね。そのときに、区の方もいたんですけども、そういう詳細なことはわからないし、見学会のときは、それはすごい巨木でしたから、象徴として置いているという部分もあったんですけども、もしおわかりになる方がいらっしゃれば、区民の方が、緑は延焼防止ということを書いていらっしゃるので、大体、普通みんなそういうふうに思っていますけれども、木の種類によってそういうことがあるのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいと思いました。
みどり公園課長		おっしゃいますように、防火樹になる木、火に耐える木というのは、ありまして、私ども防災上を考えるとときにはそういったものを植えます。よく言われる話として、火が燃え盛っている中で、200メートルぐらい火点から離れている場所に人が常時いた場合、亡くなるというふうに言われています。それは輻射熱によって亡くなるんですけども、その間に、通常、1本の木ではなく、植樹帯があった場合に、輻射熱によって人間が亡くなる距離が、大体半分になると言われています。
		大体、公園の周りに大きな木を植えた植樹帯中に避難した場合には、火が周り



で燃え盛ったとしても、木がない状況よりは、半分、100メートルぐらいの距離であっても、輻射熱により亡くならないと、言われています。大きく単体の木として、どの木が燃える、燃えないではなく、集団として樹木を植えることによって、そういった機能を発揮するというふうに言われています。公園の規模としては.....100メートル四方というと掛けると1ヘクタール、200メートル四方というとなら4ヘクタールです。周りが火に覆われた場合を想定したときに、単体の木が1本、防火樹になるかどうかというよりは、そういった植樹帯が輻射熱を遮る部分と、木があることによって、少なくとも延焼をおくらせる効果はあります。ただ、確かに、言われるように燃えやすい木があるのも事実でございます。

会 長 よろしければ、ほかの報告案件もありますので、ほかの案件のほうに進みたいと思います。

環境基本計画については、これからも続く案件ですので、今後の審議会の中でも取り上げさせていただきたいと思います。

では、あと6件あったと思いますが、いかがでしょうか。順次の質疑でもいいのですが、一括して質疑を行います。スマートコミュニティから、いかがでしょうか。

A 委 員 スマートコミュニティモデル事業、これは非常にいい取り組みだと思んですが、2点ほど教えてください。

まず、1点目、調査事項の内容の中のエネルギーマネジメント、なかなかマネジメントできないのが民生エネルギーと思うんですけども、この方法が、何をどのようにというのが、伺っていてよくわからない。つまり、現実の着地点が何かがよくわからなかったので教えてください、というのが一つ目。

2つ目は、ダイヤモンドリスpons、これもなかなか難しいこと、用語を使われていますけれども、要するに、電力をなるべくうまく平準化して、つまり夜間電力なんかを使って、昼間を、先ほどのご説明では「ピーク平準化」とおっしゃったので、私の理解は、昼間はなるべく使わず夜の電気を使って、例えばためておいてピックアップするみたいなことをイメージされているのかなと、こう思うんですけども、そうすると、これ、ガス事業者さんじゃなくて、東京電力じゃないかと思うので、なぜ東京電力が入らないのかなというのが2つ目の質問です。東京ガスさんは、これはガスだから、電力需要は余り関係なさそうな感じがあるので、要するに業者選定、ちょっとこれ、うまくいくのかなという質問です。

一つ目は、マネジメントの手法、つまり具体的なところがよくわからないので

会 長  
地域エネルギー  
対策担当課長

教えてくださいという、この2点です。

お願いします。

1点目のエネルギーマネジメントのほうなんです、各家庭には、できるだけHEMSをつけて、ビルにはBEMS、各建物のエネルギーマネジメント機器を取りつけて、エネルギー消費状況の見える化を行って、それを地域のセンターであるCEMSを将来的には設置して、デマンドリスポンスをしていこう。

それで、それは夜間電力を使って蓄電してということではなくて、実際のニーズを、情報を収集して、あしたは暖かくなるから、そんなに暖房は要らないから、ネガワット取引じゃないですけども、全体の山を低くする、というようなことを考えております。

そのためには、東京ガスに代表されるような、小回りのきく分散型のエネルギー、例えば家庭用燃料電池でありますとか、コージェネレーションシステムを工場や病院や福祉施設に取り入れるというようなことで、賄っていけるのではないかとということで選定をしたというのが、大きな理由でございます。

東京電力が入らなかったということは、東京電力の側の事情がございますので、今般はちょっと、こういったところには、ということがございました。

A 委 員  
会 長  
I 委 員  
会 長  
K 委 員

ありがとうございました。よくわかりました。

先に、Iさん。

私も同じ疑問でしたので、結構です。

わかりました。それでは、Kさん。

同じく、久我山地区におけるスマートコミュニティのモデル事業に関してなんです、これまでモデル事業、久我山でやっていったらどうかという提言もしてまいりました。このモデル事業を成功させて、全区への水平展開をしていってほしいという観点からお伺いするんですが、ご説明の中にあつた、久我山はこういうところですよという特徴、幾つかあると思います。これから放射5号ができるということ、地区計画が予定されているということ等々あるんですが、この部分をもう少し掘り下げをして、こういうことがあるから、久我山がモデル地区にふさわしいんだということ、共有化をしていってほしいなと考えています。

じゃ、久我山ってどういうところなんだろうと、ちょっと幾つか挙げてきたんですけども、まず、先ほどお話があつた放射5号という幹線道路ができる関係で、今まで、その放射5号の周辺のまちづくり協議会というのが何年かにわたってありまして、住民同士の協議の結果、緑を中心としたまちづくりをしていこう

という合意形成があるということが一つ。

次に、緑被率に関しては、町名別にまとめた順位なんですけど、これに関して、区内で4位、30.42%という緑被率があるということ。これに加えて、先ほどお話にあった高井戸公園の整備と、放射5号線の、環境施設帯と言われる緑化の事業によって、これに増して緑被率が高まるという点があるんですね。

3点目は、玉川上水の両側に放射5号ができますので、景観条例の適用範囲に含まれるということがあります。

あと、もう一つですが、杉並区内全体を見ますと、全体的には、64.5%が第一種低層なんですけど、久我山においてもほとんどが第一種低層の専用住宅の地域になって、現在のところでは建蔽率が40%、容積率80%、最高高さが10メートルという、接道緑化や敷地内の緑化をする上で、条件としては、都内でも一番いい条件がそろっているということなんです。

もう一つ、先般行われました区立施設の再編整備計画説明会の中で出てきた答弁の中から、いい方向性だなと思いましたが、先ほどお話があった杉並区環境基本計画の中の35ページに図面が載っていますけれども、現在、杉並の清掃工場の建て替えが進んでいまして、この杉並の清掃工場、大きい敷地で、環境を考える上では一番、ごみを減らしていかなければいけない、そのシンボリックな場所にしていこうという動きがあるように思っています。そういう中で、これだけ屋上に緑化をしていったりだとか、環境の学習に関して、ここを見学すれば、環境に関して、ごみ行政に関してわかるというようなものにしていこうという流れが一方であるところに加えて、あんさんぶる荻窪という、今、環境情報館が入っているところを移転して、リサイクル広場のほうに事業を集約していこうという、要するに、環境を考える上で、この場所が区内で中心地になるんだという方向性が、恐らくこれからもっと出てくると思います。

この久我山というのは、高井戸地域に含まれますので、これから水平展開を考える上で、いろいろな条件がそろっているということで、成熟した既存の住宅街の中においてもモデル地区として成功が望めるんじゃないかという地域、地区になっていくという、その部分を何より、もうちょっと掘り下げて、区の中で情報共有をしていって、それだから、ここに、こういう形で事業が始まるんだということぜひ、区の中でも共有し、また検討委員会の中でも情報を確認していただきたいと思いますと思っていますが、そのあたり、いかがでしょうか。

対策担当課長	承知しているところです。
	この問題につきましては、まちづくり推進課とも連携して、検討委員会のほうには臨んでいるという状況がございます。地域課も、もちろん入ってございます。区を挙げてこれに取り組んでいくということで、将来的に、この調査を先行して行いますので、地区計画への反映等々も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。
会長	よろしいですか。
	ほかに、いかがですか。スマートコミュニティに関して。どうぞ。
E 委員	手短かに、2点だけ質問します。
	1点目は、主体で「国が」ってあるんですけども、国ってこれ、経産省の実証実験か何かのものなのかなというのが確認したいなというのが1点ありまして、もう1点は、4番の調査事項でいろいろ挙げているんですけども、こういった調査をする際に、事前にある程度仮説を立てていたほうが、いろいろと、こういう調査の中身とかも実効性をもっと上がるかと思うんですけども、ある程度、仮説のほうをご用意されていらっしゃるのか、この2点をお伺いしたいと思います。
地域エネルギー 対策担当課長	この補助金は、経済産業省が一般社団法人新エネルギー導入促進協議会のほうに委託をして行っている事業でございます。先ほど委員からご指摘のあった、
	横浜市とか、けいはんな学研都市でありますとか、豊田市でありますとか、北九州市の、国の実証実験とは別に、国のほうが、23、24、25、3年間、手を挙げさせて地域を選考して、それで調査をして、というような取り組みになってございます。
	目算なくこれに手を挙げても補助金がもらえませんが、大体どういうことが必要でというようなことは、先ほど委員からご指摘のあった、こういうような土地柄で、こういうことをやっていると、東京ガスの協力によって、こういうこと、スマートコミュニティ化を導入していくと、一定の効果があるのではないかと。それについて、事業の採算性の調査をしたいということで申し入れをして、補助金を受けることになったということがございますので、腹づもりとしましては、HEMSやBEMSの普及と再生可能エネルギー、蓄電池の導入等を図りまして、あわせてコジェネレーション、化石燃料の有効活用、高度利用を図ることによって、地域のエネルギー需給のコントロールを行っていきたいと考えてございます。

<p>会長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>続きまして、廃棄物関係の報告事項も3つあったと思います。ペットボトル、それから持ち去り対策、それからスマートフォン向けのアプリケーション、いかがですか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>E 委員</p> <p>杉並清掃事務所長</p>	<p>このスマートフォンのアプリに関して一つお伺いしたいのと、一つほどご提案したい点があって、申し上げます。</p> <p>1点目で、この周知方法に関して、いろいろとご努力されていらっしゃると思いますけれども、今のこの1,700ダウンロードって、多いご認識か、少ないご認識か、その辺をお伺いしたいと思います。</p> <p>ダウンロード数でございますけれども、まず、目標としているのが、一般的にアプリを開発するときにはターゲットを設定して開発するというので、ターゲットに対して1%のダウンロードがあれば、まずまず成功と言われているそうです。</p> <p>今回は、今1,700件を超えているところですが、我々、これのメインターゲットは、18歳から大体40歳ぐらいまでの方をメインターゲットと考えておりました、その3%を今目指しているところです。3%で、およそ6,800件ということとなっております。これは、正直、どこまでいけば成功かというのは、なかなか答えはないかと思っておりますけれども、現在のところは、その3%を目標にやっているところでございますので、現時点では、そこにはまだ遠いところかなと考えております。</p>
<p>E 委員</p> <p>杉並清掃事務所長</p>	<p>私のほうもちょっと申し上げたいのは、やっぱり仕事でこの手のアプリ関係、かかわっていますので、本当にダウンロードされない、すごい、まず、知られないというのがあるので、知る接点を広げてほしいなというのがまず1点と、あと、ダウンロード数、とりあえず区民の数とか状況を考えると、やっぱり1万というのが一つのメルクマールかと思っておりますので、ここに向けてちょっと頑張りたいなというのがありまして、あともう1個は、結構アプリって、スマートフォンのOSが、アップデートをしたりすると使えなくなる場合とかがあるんですね。後々のバージョン管理って結構難しくなってくると思いますので、その辺のほうを、ご担当者の方にご留意いただければと思いますので、そこはよろしくをお願いします。</p> <p>今3つご質問いただきまして、1点目はよく聞き取れなかったもので、申しわけ</p>

E 委員  
杉並清掃事務所長

ありません。設定を広くするということ。周知方法ですか。

はい、そうです。

周知方法につきましては、今ここにお知らせしたとおりやっていく。それ以外でも、先日、成人式のほうでも、参加者、これは2,000人以上いらっしゃいましたか、そこに対しても、PRを行っております。いろんな機会をとらえまして、PRは今後も行っていきたいと思っております。その効果的な方法というの、今後いろいろと考えてやっていきたいと思っております。

あと、ダウンロード数も、1万を一つの区切りということですが、当然、多ければ多いほどこの周知効果も広がってまいりますので、これは本当に、多ければ多いほどいいかと思っておりますので、そこもどんどんふやしていきたいと思っております。

あと、3つ目のアップデートにつきましても、開発の業者とは日ごろから打ち合わせ等をしておりますので、その中で、そのアップデートも、適切に対応するように今後はやっていきたいと考えております。

以上です。

会 長  
P 委員

ほか、いかがですか。お願いします、Pさん。

私、スマホを使えないのでわからないんですけども、これは、スマホを限定なんですよね。ちょっと見た感じ、私も何かやってみたいなとかって思ったんですが、これ、子どもさんを対象にするとかというのは、とてもいい考えじゃないのかな。若者だったらちょっとなんか、かわいらし過ぎて、もしかしたらちょっと敬遠されるかなと思って。名称も、「なみすけのごみ出しマスター」という言葉が、何かできそうな感じと思いました。

もし若者をターゲットにするんだったら、山口県か何か他県のほうで、自衛隊募集のときに、今はやりの、初音ミクとか何か、そういうような、アイドルじゃないですけども、実際のものじゃなくてそういった漫画のものをつくってやると、ポスター欲しさに集まったっていう、募集がたくさんふえたっていうのがありますから、第2弾は、そちらのほうも考えられたらどうかなと思いました。

杉並清掃事務所長

どうもありがとうございます。今回、区のキャラクターのなみすけをちょっと前面に押し出してつくった状況でございます。今後も、そういう意味で、興味を持っていただかないと、なかなかダウンロードにつながっていかないのかと思っておりますので、そこも今後、考えてまいりたいと思っております。

会 長

よろしければ、最後の貴重木、それから開発行為についても含めて、いかがで

J 委員

すか。

戻るようで申しわけないんですが、一つは、ペットボトルの店頭回収事業なんですけれども、今、容器包装リサイクル法がどうなっているかちょっと私、正確にはわからないんですが、本来、事業者、つまり販売者も含めて、製造者、販売者、事業者が回収する費用は負担すべきものと私は思っているのですが、これで実際、区の予算は4,300万円減るといとなんかすごくうれしい気はするんですが、完璧に区がやることですよというふうになってしまうのが怖いという気もするんですね。

店頭回収でできないかもしれませんが、行く行くはその費用を全部、利用者が負担するというような流れに持っていきたいというところを考えると、店頭からなくなるというのはいかがなものかというふうに思っていて、それはきっと当然、集積所の回収がすごくふえて、店頭の回収が逆に減ってきたという事実もあるかと思うんですけれども、何か頑張っで店頭においてほしいというふうには一つ、思います。

もう一つは、貴重木が、公園の、つまり公のものになったときには解除されている、そういうことなんですよ。貴重木が、公園なんかに指定されたときは解除されているというのを知らなくて、それを今度は、公園なんかにしても、公の土地のものも貴重木として残していこうというご提案、あるいは、今まで解除したのも含めて、復活させようというご提案なんだというふうにお聞きしました。そういうことが決まりましたということだと聞いたんですけれども、公園等の樹木の管理というのが、余り適正ではないというふうに私は思っていて、その貴重木というのは、貴重であるがゆえにきちんと管理しなければならないものだと思うので、そのこのところは、復活させる、あるいはふやしていったときに、公園内のものもきちんと管理されるおつもりかどうか教えてください。

会長  
杉並清掃事務所長

まず最初に、ペットボトルのほうから。

店頭回収事業の廃止についてのご質問でございますけれども、まず、店頭回収につきましても、今ご説明させていただいたとおり、店頭回収量はかなり減ってきて、今では、集積所の回収がほぼ定着してしまっている。これは、23区全体でそういった状況がある。そういうことを踏まえて、23区全体で、今回の廃止は統一的にやるというところが一つでございます。

実際に店頭回収の状況を見ると、やはり家庭で出たペットボトル、いわゆる廃棄物を持ち込まれているような状況からは、今はほど遠い状況かと存じます。そ

	<p>ういう意味では、事業活動で生じたペットボトルが入っている。あるいは、そこのお店で飲み食いされたものをお客さんが入れているのが、多いのかなということもございます。</p> <p>そういう意味では、本来だったら、事業者が責任を持って処理するものではないかということもございまして、そういったところで、统一的にこれは廃止するというのもございます。</p> <p>単に、これまで利用された方は、お住まい、ご近所で今ごみ集積所として利用されているところで、資源ごみとして出していただければ、それは区のほうで回収を行うというものでございますので、店頭回収を引き続き行うという予定はございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>杉並清掃事務所長</p>	<p>これは、4,300万円が削減と書いてあるんですが、一方で、その廃止に伴って、区の回収事業が、予算がふえることになるということではない、という理解でいいですか。</p> <p>そうですね、まず、今店頭で回収しているものも区が回収していますので、その分の経費がこれだけかかる。</p> <p>今後ですけれども、事業者さんがどう動かれるかというのは、まだ未知のものがありますけれども、事業者さんが事業者さんの責任で回収等をなされると、区では回収しなくなります。その分の経費は当然減っていきます。あとは、今、店頭回収で利用されている方々がそのまま区の集積所に移行してくれば、回収する量は特には変わらないというところはございます。</p> <p>可能性として、こういった費用については、要は、清掃車何台で回収ができるかというところで、幾らかかるかというのが出てくるかとは思いますが、そういった中で費用の削減効果は出てくだろうと考えてございます。</p>
<p>会 長</p> <p>I 委 員</p>	<p>まず、ここまでに、よろしいですか。</p> <p>私も、店頭回収がなくなると、それまで利用していた方が、もうポイ捨てで、きちんと集積所に持っていけないケースがふえるんじゃないかという懸念をしています。</p> <p>継続する事業者は未知数だと言われますけれども、大体どれくらい継続しそうですとか、めどは立てていないんでしょうか。</p>
<p>杉並清掃事務所長</p>	<p>これまで、事業者の方と意見交換とかをする場で、その事業者の方がおっしゃったご意見では、お客様に対するサービスとして、店頭でペットボトルを回収す</p>



会 長  
みどり公園課長

るごみ箱を撤去するというのはなかなかできないだろう、そういったご意見がございました。確かにそれも一理あるところでございますので、こういったことに基づいて、事業者さんも、お客様に対するサービスはどうすればいいかということを考えながら、判断はされているかと考えております。

次にいってよろしいですね。  
では、お願いします。

貴重木は、平成12年から指定を始めた当時、民有地にある貴重な木を残していくということで50本からスタートしています。ここ五、六年の中でいくと、貴重木のある土地が、相続等で処分される際、区が取得する場合がございます。その際、もともと、民有地にある木を保存していくということで始まった趣旨もあって、公有地を指定するということがありませんでした。

その辺の制度上の課題もあり、公有地にも、もともと貴重木規模の木があるのと、もう一つは、民有地の貴重木は、なかなかふだん区民の方が接する機会がないということで、今回、公有地にある大きな木であるとか、珍しい木を含めて、改めて指定をしたいということで始めるという意味でございます。

その際には、もともと貴重木を区が取得して公園にしたものについても、改めて貴重木に指定するということになります。一方、区が土地を取得した場合、個人の方がお持ちの時と比較し周辺の方のご意見が増える傾向にあります。大きい木ですからいろいろご迷惑の段もあります。秋には落ち葉が落ちますし、日陰にもなります。なるべく適正な管理には努めていますが、ご要望者から見れば、365日、毎日の話なので、今でも毎年秋になると、残してほしいといった人がいる一方で、迷惑を何とかしてほしいという要望を現場のほうはいただいています。何とかご理解をいただきながらやらせていただいているんですけども、ご理解をいただけない場合に、どうしてこういうふうに切るのかというご指摘をいただく剪定になってしまっている場合も、確かにございます。

なるべくご指摘を受けるような剪定にならないように努力はしていますが、なかなか要望者にご理解いただくのが難しい場合も、公園の場合多いので、ご指摘のような点もあるのも事実だと思っています。今後ともご理解いただくように、努力していきたいと思っております。

J 委 員

貴重木については、もし公園とか、区の土地のところの貴重木でしたらば、本当に区民の皆さんは、右から左までみんな意見が違って、対応なさるのも大変だと思っておりますが、せつかくある命ですから、貴重な命ですので、ぜひ、その貴重木

	をその地域のコミュニケーションの道具にして、みんなで、ただ札が下がっているだけではなくて、地域で、これは私たちの木というような、情報提供であるとかいうことで、利用していただきたいとも思います。
会 長	どうぞ。
I 委 員	私は、保護樹林だとか保護木の看板は見たことあるんですけども、貴重木の看板とかは見たことないんですよ。あれは、あったほうがいいと思うんですけども、実情はどうなっていますか。
みどり公園課長	リストにも挙げてございますけれども、神社であるとか、一般の方が見られるのは、どうしてもそういう場所が多くなります。 あと、最近取得した土地で、回っていただくと見られると思いますが、荻窪の荻外荘の跡地には、南側と東側のちょうど善福寺川寄りのほうに大きなクスノキが2本ございます。この木も、今後この公園を、整備するときには保全を図っていきたいと思っています。また、一番、こういったことの契機になったのは、西荻の坂の上げやき公園というところがございまして、実は、相続をされて、民間の事業者に売られたんですが、区長のほうに8,000名を超える署名がありまして、事業者側に交渉して、区が取得して、その大きなケヤキの木を保全したというところがあります。 そこについては、既に貴重木の看板はとれています。他には、大宮八幡の菩提樹とウラジロガシ、尾崎熊野神社のクロマツなども結構大きい木ですので、場所をお訪ねいただければと思います。民有地にあるものについてはなかなか、家の中にあるので見られないと思いますが、そういったところで、もし機会があれば見ていただければと思います。今後とも、都立公園、公共施設等の見ていただけたら、貴重木という看板がつけられるようにしたいと思っています。
I 委 員	今は、ついているんですか。
みどり公園課長	民有地のものには、ついています。
会 長	Pさん。
P 委 員	木の手入れっていうので、高木が1本1万5,000円というチラシを見つけたんですけども、これは、支援内容は1本当たり8,000円というふうに書いてあって、診断に基づく剪定とか保全工事に支援とかがあっていうのがありますけれども、もしかしたら保存するのに結構お金がかかるんじゃないかなと思います。 この貴重木は、リーフレットになるということなので、ぜひ写真を撮る方が、お好きな方とかいらっしゃいますし、あと、木というのは、長年いろいろ親しま

れていて、思い出がいろいろあると思うんですけども、その物語をつくって、募集したりとかっていう、写真展をやったりとかって、そういうような形で木を大事にするというような方向でやったらどうかと思いました。

それからもう1点、いつも計画、緑化計画という形で出されるんですけども、木の見本とかという、このざあっと書いてあるんじゃないくて、実際の木の写真みたいな、そういったものを出されて、これはどうですかっていうような形でやっていらっしゃるのか、というのを伺いたいなと思いました。

この名前、名称だけだと、どういう木なのかかわからないと思いますけれども、参考にさせていただくのに、木の見本とかというのを区のほうで用意されてやっていらっしゃるのかな、どうなのかなと思います。

会 長  
みどり公園課長

よろしいですか。

貴重木の話は、言われたようなことも含めて、今後PRについては、「みどりの保全」ということで、ほかにもいろいろやっている中で、また考えさせていただきたいなと思います。

あと、緑化の計画書自体は、ほぼこれと同じ形で、事業者のほうから出てきたものをご報告しています。当然私どもの担当者は、言われるように、どういう木かということも含めてわからない場合、実際に図鑑で調べたり、現地を見たりしながら、この緑化の計画の資料に合っているかどうかということやらせていただいています。

丁寧な事業者ですと、例えばマンションの開発のときには、写真も多くあります。ここの場合はほぼ既存樹なので、完了のときにはまた写真が出てきます。今後、報告の場合どうするかというのは、また考えさせていただきます。

会 長  
F 委 員

よろしいですか。

報告事項は全部で7件ありましたが.....どうぞ。

最後に。GPSの対策について、教えてください。GPSの端末をセットして位置情報を確認するという、手間とお金をかけての作業だと思うんですけども、期待されている効果っていうのは、その経費削減的なところなのか、持ち去り業者への道義的な指導の効果なのか、どこら辺を目指されているのか、教えてください。

杉並清掃事務所長

GPSの効果についてのご質問ですが、現状で資源その抜き取りを行っている人々というのは、同じ顔ぶれです。同一人物が繰り返し行っているという状況がありまして、今回のこのGPSの対策については、その持ち去り業者がどこに資

	<p>源を持ち込むかという、その流通ルートを断つことを目的といたしております。</p> <p>持ち去り業者に対しては、取り締まりとか、あと禁止命令書の交付とかはやってはきましたけれども、同一人物が繰り返し行っているという状況を何とか打破するために、このGPSの対策もやる、そういった考え方で導入するものです。</p>
F 委 員	<p>引き取り先が引き取り拒否をしてもらえるような指導をする、ということですか。</p>
杉並清掃事務所長	<p>そういうことです。つまり、区のこういった条例とかに違反して、抜き取りをしたものを持ち込んでいますよ、ということで、指導といいますか、協力を要請するということです。</p>
F 委 員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
会 長	<p>よろしいですか。どうぞ。</p>
I 委 員	<p>その業者が区外の場合は、ちゃんと指導できるんですか。</p>
杉並清掃事務所長	<p>区の条例上では、事業者等に対して、そういった指導はできるとしております。今回も仮に、他の自治体にある引き取り業者に持ち込まれたとしても、これは要請とか協力を行うものでございますので、特にそこは問題にはならないです。</p>
会 長	<p>以上、今日は7件の報告がありまして、皆さんからかなり、問題提起も含めていろんなご意見がございましたが、一応質疑は了したというふうにさせていただきます。と思います。</p> <p>特に最初の環境基本計画に関して幾つか問題提起がありまして、引き続き審議会のほうでもフォローしていかなければならないと思いますし、それから事務局でも、当然のことながら検討いただきたいと思います。</p> <p>その中で、特に3点申し上げておきますと、先ほどのスマートシティの話などもありますし、特にGHG、温室効果ガスの目標について、国が現在いろんな意味で、エネルギー基本計画等々でなかなか、数字が出てくるかどうかかわからない、こういう状況の中で、いつまでも待っていますというのいかがなものか、これはなかなか厳しい指摘でございましたけれども、確かに避けて通るべきではないということで、状況を見ながらも、事務局でも、この審議会でも、どうしたらいいか検討すべき重要課題だと思います。</p> <p>それから、フォローアップのことが随分出ましたが、その中で、体制を考える前に、そもそも何とはなくアンケートを聞くだけでは、もう今や意味をなさない。アンケートの意味を、その背景にあるものをえぐり出せるような、いわば、</p>

先ほど「問題を構造化できるような」という、そういう言い方をされたと思います。そのようなフォローアップをしないと、政策のどこが悪いのかとか、不足しているのかということがわからない。これは重要なご指摘だと思いますので、これは早速検討いただいたらどうかと思います。

最後の、市民参加といいますが、協働型のP D C Aの体制づくりの話ですが、いろんな動きが世の中にあるということも頭に置いた上で、もう少しこの中で、この審議会としてやるのか、あるいは審議会の外でやるのかも含めて、どういふふうに検討していったらいいか、次回までに、事務局のほうで少し勉強をしていただいて、ここで議論できるようにしていただいたらどうかと思います。

確かに、数年前、全国の市町村合併が非常に進みましたね。23区というのは対象ではないかもしれませんが、全国的には、随分自治体の数が減った。そのときに、何でもかんでも公に依存するだけではもうだめだということで、市民の主体的な参加の場というものを積極的につくっていかうというのが、たしか総務省から、相当広く問題提起されたと思います。

そういう面で言うと、長野県とか、いわゆる大都市圏以外のところの自治体が、市民参加とか、協働とか、そういった取り組みが進んでいるようですね。総務省のホームページにあります。どちらかというと、大都市部以外の地域でのいい事例がたくさん出ています。こういったことも頭に置いておくと、杉並は少々違うかもしれませんが、参考にはなるかと思います。

以上で、一旦議論を締めさせていただきます。事務局のほうで何かございますか。

環境課長

長い時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。

さまざまなご意見をいただきましたので、また事務局のほうでも検討をさせていただいて、次回の審議会につなげていきたいと思います。

何点かご報告がございます。

まず、審議会の議事録でございますが、今日ご確認もいただきましたけれども、この議事録につきましては区のホームページで公開させていただいておりますので、また、今日の議事録も、改めて確認をしていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、次回の審議会の日程でございますが、現在のところ、特にご審議いただくもの、それから報告をさせていただくもの、まだ予定はございませんので、具体的な日程は予定を組んでございませんが、もし実施をする時期といたし

会 長

ましては、3月の下旬ぐらいが一つの目安かなというふうに考えてございます。日程、報告事項につきまして具体的な内容が出てまいりましたら、また、会長とご相談の上、開催日をご案内させていただきたいと思えます。

なお、その後のことではございますが、こととして、審議会の委員の皆様が任期が一応終了いたします。改選の年ということになります。現在の皆様の審議委員の任期が、6月末までということになってございます。

その上で、特に公募委員の皆様につきましては、ことしの4月ぐらいから、改めて公募をする予定でございまして、ご承知おきいただければと思えますので、よろしくお願ひいたします。

私からは、以上でございまして、ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

次回の審議会は決まっていなくても、年度内に開催されるかもしれないということですね。また、相談させていただきます。

以上ですが、よろしければこれをもって本日の審議会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。